

## 社会福祉法人ほ도가や 役員及び評議員の報酬等に関する基準

### 報酬支給基準及び上限額

一般的に、役員報酬は、「企業業績」「従業員賃金とのバランス」「世間相場」の3要素を勘案して決定するものと言われているが、「従業員賃金と比較して極端に高い金額にならないようにする」など、特に従業員賃金とのバランスを重視しているケースが多い。

#### 1 民間株式会社の役員報酬の状況

国税庁長官官房企画課「平成29年分民間給与実態統計調査」を基に作成された、資本金別役員給与額の平均値（株式会社）は、下表の通りである。

	資本金	年齢 歳	勤続年数 年	給料・手当 千円	賞与 千円	給与合計 千円
A	2,000万円未満	56.3	19.2	5,531	146	5,678
B	2,000万円以上	56.1	22.0	8,422	542	8,965
C	5,000万円以上	56.5	20.6	9,760	1,004	10,764
D	1億円以上	56.0	16.6	12,582	2,057	14,638
E	10億円以上	52.6	18.2	14,147	2,976	17,123

（出所：国税庁長官官房企画課「平成29年分民間給与実態統計調査」を基に作成）

※1 株式会社の資本金を社会福祉法人の基本金に読み替えたとした場合、社会福祉法人ほ도가やの第1号基本金は、20,454,157円であり、上記表のBランク近辺に位置付けることができる。

#### 2. 民間事業所の給与所得者の平均給与等の状況

同上の民間給与実態統計調査による正規給与所得者の平均年齢・平均勤続年数・平均給与は下表の通りである。

年	平均年齢 歳	平均勤続年数 年			平均給与 千円
平成 27年	45.6	11.9			4,849
〃 28年	46.0	12.0			4,869
〃 29年	46.0	12.1			4,937

（出所：国税庁長官官房企画課「平成29年分民間給与実態統計調査」を基に作成）

※2 社会福祉法人ほ도가やの平成30年度の状況は、平均年齢38.8歳・平均勤続年数6年6ヶ月及び平均給与は4,377,188円であり、金額は平均を下回るが、

平均年齢及び平均勤続年数を考慮すると、平均的な水準にあると考えられる。

### 3. 民間事業所給与所得者の業種別平均給与の状況

同上の民間給与実態統計調査による業種別の平均給与は、下表の通りである。

業種区分		平均給与 千円	業種区分		平均給与 千円
1	電気・ガス・熱供給・水道業	7,468	8	運輸業、郵便業	4,317
2	金融業・保険業	6,147	9	不動産業、物品賃貸業	4,179
3	情報通信業	5,986	10	医療、福祉	3,994
4	学術研究・技術サービス業、教育、学習支援業	5,101	11	卸売業、小売業	3,732
5	製造業	5,074	12	サービス業	3,478
6	建設業	4,939	13	農林水産・鉱業	3,259
7	複合サービス業	4,366	14	宿泊業、飲食サービス業	2,528

※3 社会福祉法人ほどがやの平成30年度の平均給与4,377,188円は、上表7番目の「複合サービス業」の数値と同等であり、医療・福祉を越えている。

### 4. 従業員平均給与額と役員報酬額の関係等

(a) 従業員平均給与 : 4,937,000円に対し

役員報酬平均値 (Bランク、資本金2,000万円以上): 8,965,000円の割合は (b) / (a) = 1.8により、役員報酬額は従業員平均賃金の1.8倍。

役員報酬平均値 (Cランク、資本金5,000万円以上): 10,764,000円の割合は (b) / (a) = 2.18により、役員報酬額は従業員平均賃金の2.18倍。

(b) ほどがやの平均給与 : 4,377,188円に対し

役員報酬平均値 (Bランク、資本金2,000万円以上5,000万円未満) 8,965,000円の割合は (b) / (a) = 2.05により、役員報酬額は従業員平均賃金の2.05倍。

### 5. 役員報酬の報酬支給額の考え方

社会福祉法人の公的性格を考慮し、役員報酬額(常勤)は職員平均給与の2倍程度が妥当と考える。

(1) 常勤理事長(60歳以上且つ福祉事業経験20年以上を想定)の役員報酬の支給額を定めるにあたり、根拠とするものとして、次の2点を考慮して決定する。

- ① 民間従業員平均給与 4,937,000円の約2倍 ⇒ 9,870,000円
- ② 民間従業員平均給与(医療・福祉) 3,994,000円の約2倍 ⇒ 7,988,000円

- (2) ①②の平均額 4,464,500 円の約 2 倍 ⇒ 8,929,000 円  
(3) ほどがや職員平均給与 4,377,188 円の約 2 倍 ⇒ 8,750,000 円  
(4) ほどがや職員平均給与は①②の平均額より低額のため、この金額を常勤理事長の基本上限年額とする。 8,750,000 円

## 6. 役員報酬額

- (1) 常勤理事長（専任①）の役員報酬支給額（年額）は、法人の事業規模・総資産額・勤務日数等を考慮し、基本上限年額の 85% 程度とする。 7,470,000 円  
(2) 常勤理事長（専任②）の役員報酬支給額（年額）は、常勤理事長の約 3/5 程度とする。 4,482,000 円  
(3) 常勤業務執行理事（専任①）の役員報酬支給額（年額）は、法人の事業規模・総資産額・勤務日数等を考慮し、基本上限年額の 70% 程度とする。 6,120,000 円  
(4) 常勤業務執行理事（専任②）の役員報酬支給額（年額）は、常勤業務執行理事の約 3/5 程度とする。 3,672,000 円  
(5) その他の理事、監事、評議員の理事会・評議員会への出席報酬は、出席時間等を考慮し、常勤理事長報酬額（7,470,000 円）を時給に割り返した金額の約 3 時間分とする。 出席毎 15,000 円  
(6) 監事の監事監査での報酬は、監事監査での時間等を考慮し、常勤理事長報酬額（7,470,000 円）を時給に割り返した金額の約 5 時間分とする。 監事監査 25,000 円  
(7) その他の理事、監事、評議員の入札立ち合い等への出席報酬は、出席時間等を考慮し、常勤理事長報酬額（7,470,000 円）を時給に割り返した金額の約 2 時間分とする。 入札立ち合い等 10,000 円  
(8) 専任①は、週 4 日以上勤務を基本とし、専任②は、週 2 日～3 日の勤務を基本とする。

## 7. 理事長等の兼務制限

理事長は原則として当法人の職員を兼ねることが出来ない。但し業務執行理事は職員を兼ねることが出来る。

## 8. 理事長及び業務執行理事の勤務形態の組合せ制限

理事長（専任①）及び業務執行理事（専任①）の勤務形態の組合せは認めないこととする。

## 別紙 1

## 令和 2 年度・支給一覧

職 名			年額	人数	総額
常勤理事長		専任①	7,470,000	1	7,470,000
その他の理事	理事会開催分	年 4 回	60,000	4	250,000
	入札等分	年 1 回	10,000	1	
監 事	理事会開催分	年 4 回	60,000	2	230,000
	監事監査分	年 1 回	50,000	2	
	入札等分	年 1 回	10,000	1	
	<b>【1】 理事監事合計</b>				<b>7,950,000</b>
評議員	評議員会開催分	年 2 回	30,000	7	220,000
	入札等分	年 1 回	10,000	1	
	<b>【2】 評議員合計</b>				<b>220,000</b>
	総合計額 <b>【1】 + 【2】</b>				<b>8,170,000</b>

※ 業務執行理事は、職員兼務のため役員報酬は支給しない。